

# 過疎地域持続的発展方針

令和3年10月 策定  
(令和4年6月 一部改定)

福 井 県

## 《目 次》

はじめに.....	1
<b>I 基本的な事項</b>	
1 過疎地域の現状と問題点.....	2
2 これまでの過疎対策の成果および評価.....	12
3 過疎地域の持続的発展の基本方針.....	16
4 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連.....	19
<b>II 移住定住、地域間交流の促進、人材育成</b>	
移住定住、地域間交流、人材育成の方針.....	20
1 移住定住の促進.....	20
2 地域間交流の促進.....	20
3 地域社会の担い手となる人材育成.....	21
<b>III 産業の振興</b>	
産業振興の方針.....	22
1 農林水産業の振興.....	22
2 地場産業の振興.....	24
3 企業の誘致対策.....	24
4 起業の促進.....	25
5 商業の振興.....	25
6 情報通信産業の振興.....	25
7 観光・レクリエーション.....	26
<b>IV 地域における情報化</b>	
通信体系の整備の方針.....	27
1 通信施設等の整備.....	27
2 情報通信技術の活用.....	27
<b>V 交通施設の整備、交通手段の確保</b>	
交通施設の整備および交通手段の確保の方針.....	28
1 高規格道路、国道、県道および市町道の整備.....	28
2 農道、林道の整備.....	29
3 地域公共交通の確保.....	29
<b>VI 生活環境の整備</b>	
生活環境の整備の方針.....	30
1 簡易水道、下水処理施設等の整備.....	30
2 消防防災体制の強化.....	30
3 災害対策.....	30
<b>VII 子育ての環境の確保、高齢者等の保健および福祉の向上および増進</b>	
子育て環境の確保、高齢者等の保健および福祉の向上および増進の方針.....	31
1 結婚・子育ての希望が叶う環境の確保.....	31
2 高齢者の保健、福祉の向上および増進を図るための対策.....	31
3 障がい者福祉の向上.....	32
<b>VIII 医療の確保</b>	
医療の確保の方針.....	33
1 医療の確保対策.....	33
2 無医地区対策.....	33
3 特定診療科に係る医療確保対策.....	33

<b>IX 教育の振興</b>	
教育の振興の方針.....	34
1 公立小中学校等の教育環境の整備.....	34
2 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備.....	34
<b>X 集落の整備</b>	
集落整備の方針.....	35
1 集落の生活圏形成.....	35
<b>XI 地域文化の振興</b>	
地域文化の振興の方針.....	36
1 地域文化の伝承・保存.....	36
<b>XII 再生可能エネルギーの利用推進</b>	
再生可能エネルギーの利活用の方針.....	37
1 自然特性を活かしたエネルギーの利活用.....	37
<b>XIII その他</b>	
自然環境の保全および再生の方針.....	37
1 自然環境の保全および再生.....	37

## はじめに

これまで、過疎地域においては、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法の成立以来、4次にわたる特別措置法により総合的な過疎対策が行われ、道路や上下水道などの生活環境の整備が進み、住民の生活の安定に大きく寄与するとともに、地域資源を活かした観光施設整備等、産業の振興などにも一定の成果を挙げてきた。

しかし、人口減少や高齢化の進展など、過疎地域の厳しい社会経済情勢は継続しており、地域社会を担う人材の確保や地域の経済活性化、交通機能の確保などが課題となっている。

こうした中、令和3年4月に10年間の時限立法として、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行された。

本県においては、令和2年7月に策定した「福井県長期ビジョン」において2040年までに目指すべき福井県の将来像や進めていく政策の方向性を定めたほか、「第2期ふくい創生・人口減少対策戦略」において、出産・結婚・子育ての希望が叶う社会の構築や県内産業人材の育成・確保と都市部における移住政策強化によるU・Iターンの促進など、独自の人口減少対策をまとめたところである。

本方針においても、この「福井県長期ビジョン」および「第2期ふくい創生・人口減少対策戦略」を踏まえ、広く県内の住民、産業界、大学等の力を結集し、過疎地域の持続可能な地域社会を形成するとともに、地域が有する可能性を最大限に活かして過疎地域の発展を図っていく。

本方針は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条に基づき定めるもので、令和3年度から令和7年度までの5年間を対象期間とする。

# I 基本的な事項

## 1 過疎地域の現状と問題点

### (1) 過疎地域の概要

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づいて公示された本県における過疎地域および特定市町村（以下、過疎地域と特定市町村を併せて、「過疎地域」という。）は、大野市、勝山市、あわら市のうち旧芦原町区域、永平寺町のうち旧上志比村区域、池田町、南越前町、越前町のうち旧越前町区域、若狭町のうち旧三方町区域であり、特定市町村は、福井市のうち旧美山町区域、旧越廼村区域、おおい町のうち旧名田庄村区域である。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法における指定の状況は表1のとおりである。

表1 特別措置法に基づく指定状況

	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (R3. 4. 1～R13. 3. 31)		
	全部過疎	一部過疎	特定市町村 (R3～R8)
福井市			
旧美山町区域			○ (R3.4.1)
旧越廼村区域			○ (R3.4.1)
大野市	○ (R3.4.1)		
勝山市	○ (R4.4.1)		
あわら市			
旧芦原町区域		○ (R4.4.1)	
永平寺町			
旧上志比村区域		○ (R4.4.1)	
池田町	○ (R3.4.1)		
南越前町	○ (R3.4.1)		
越前町			
旧越前町区域		○ (R3.4.1)	
おおい町			
旧名田庄村区域			○ (R3.4.1)
若狭町			
旧三方町区域		○ (R4.4.1)	

(注) ( ) 内は、過疎地域および特定市町村の公示年月日

県全体に占める過疎地域の割合は、面積で 51.5%、人口で 12.8%、世帯数で 11.8%となっている。人口密度は 45.4 人/k m<sup>2</sup>と県平均の 4 分の 1 以下となっている。

また、過疎地域の財政力指数は、平成 30 年から令和 2 年度の 3 カ年平均で 0.47 となっており、県内市町の単純平均である 0.58 と比べて低く財政力は弱い。

表 2 過疎地域の概況

区 分	面積 (k m <sup>2</sup> )	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口密度 (人/k m <sup>2</sup> )	財政力指数
福井市					0.82
(旧美山町区域)	137.73	3,656	1,234	26.6	
(旧越廼村区域)	15.35	1,054	429	68.7	
大野市	872.43	31,286	10,868	35.9	0.41
勝山市	253.88	22,150	7,524	87.2	0.43
あわら市					0.60
(旧芦原町区域)	37.91	11,259	4,229	297.0	
永平寺町					
(旧上志比村区域)	25.35	2,772	877	109.3	0.39
池田町	194.65	2,423	948	12.4	0.14
南越前町	343.69	10,002	3,266	29.1	0.28
越前町					0.33
(旧越前町区域)	35.08	4,038	1,543	115.1	
おおい町					1.00
(旧名田庄村区域)	143.83	2,165	829	15.1	
若狭町					0.33
(旧三方町区域)	96.57	7,132	2,555	73.9	
過疎地域 計	2,156.47 (51.5%)	97,937 (12.8%)	34,302 (11.8%)	45.4	0.47
県全体	4,190.52	766,863	291,662	183.0	0.58 (町平均 0.53)
備 考	令和 2 年 (国勢調査)	令和 2 年 (国勢調査)	令和 2 年 (国勢調査)	令和 2 年 (国勢調査)	平成 30~令和 2 年度 平均

## (2) 人口

### ア 人口の状況

県内の過疎地域においては、昭和 50～60 年代以降、一貫して人口減少が続いている。特に、平成 12 年以降においては、人口減少率が大きくなってきている。

表 3 人口の状況

人口の推移

(単位：人)

	S 50 年	S 55 年	S 60 年	H 2 年	H 7 年	H 12 年	H 17 年	H 22 年	H 27 年	R2
福井市										
(旧美山町区域)	6,340	6,126	6,111	5,957	5,699	5,299	4,942	4,531	4,097	3,656
(旧越廼村区域)	2,528	2,409	2,309	2,181	2,008	1,867	1,629	1,487	1,252	1,054
大野市	43,797	43,379	43,118	41,837	41,069	39,632	37,843	35,291	33,109	31,286
勝山市	31,025	30,852	30,416	29,805	29,162	28,143	26,961	25,466	24,125	22,150
あわら市										
(旧芦原町区域)	13,289	13,607	14,264	14,120	14,570	14,356	13,373	12,672	11,848	11,259
永平寺町										
(旧上志比村区域)	3,760	3,765	3,686	3,587	3,654	3,611	3,414	3,301	3,003	2,772
池田町	4,814	4,510	4,318	4,203	4,032	3,759	3,405	3,046	2,638	2,423
南越前町	13,913	13,820	13,886	13,804	13,616	13,221	12,274	11,551	10,799	10,002
越前町										
(旧越前町区域)	8,359	8,158	8,051	7,260	6,846	6,112	5,595	5,117	4,542	4,038
おおい町										
(旧名田庄村区域)	3,420	3,130	3,141	3,041	3,103	2,951	2,747	2,534	2,313	2,165
若狭町										
(旧三方町区域)	9,824	10,006	9,921	9,817	9,490	9,143	8,632	8,274	7,812	7,132
過疎地域 計	141,069	139,762	139,221	135,612	133,249	128,094	120,815	113,270	105,538	97,937
県全体	773,599	794,354	817,633	823,585	826,996	828,944	821,592	806,314	786,740	766,863

人口の減少率

(単位：%)

	S55年/S50年	S60年/S55年	H2年/S60年	H7年/H2年	H12年/H7年	H17年/H12年	H22年/H17年	H27年/H22年	R2/H27年
福井市									
(旧美山町区域)	△3.4	△0.2	△2.5	△4.3	△7.0	△6.7	△8.3	△9.6	△10.8
(旧越廼村区域)	△4.7	△4.2	△5.5	△7.9	△7.0	△12.7	△8.7	△15.8	△15.8
大野市	△1.0	△0.6	△3.0	△1.8	△3.5	△4.5	△6.7	△6.2	△5.5
勝山市	△0.6	△1.4	△2.0	△2.2	△3.5	△4.2	△5.5	△5.3	△8.2
あわら市									
(旧芦原町区域)	2.4	4.8	△1.0	3.2	△1.5	△6.8	△5.2	△6.5	△5.0
永平寺町									
(旧上志比町区域)	0.1	△2.1	△2.7	1.9	△1.2	△5.5	△3.3	△9.0	△7.7
池田町	△6.3	△4.3	△2.7	△4.1	△6.8	△9.4	△10.5	△13.4	△8.2
南越前町	△0.7	0.5	△0.6	△1.4	△2.9	△7.2	△5.9	△6.5	△7.4
越前町									
(旧越前町区域)	△2.4	△1.3	△9.8	△5.7	△10.7	△8.5	△8.5	△11.2	△11.1
おおい町									
(旧名田庄村区域)	△8.5	0.4	△3.2	2.0	△4.9	△6.9	△7.8	△8.7	△6.4
若狭町									
(旧三方町区域)	1.9	△0.8	△1.0	△3.3	△3.7	△5.6	△4.1	△5.6	△8.7
過疎地域 計	△0.9	△0.4	△2.6	△1.7	△3.9	△5.7	△6.2	△6.8	△7.2
県全体	2.7	2.9	0.7	0.4	0.2	△0.9	△1.9	△2.4	△2.5

(資料：国勢調査)

## イ 人口構成

過疎地域の15～29歳の若年者比率は10.7%(令和2年)と、県全体の若年者比率13.1%より2.4ポイント低くなっており、昭和50年と比較すると約半減している。また、65歳以上の高齢者比率は38.1%(令和2年)と、県全体の高齢者比率30.3%を7.8ポイント上回っており、その差は平成2年以降継続して拡大傾向にある。

表4 若年者および高齢者の割合

	若年者(15～29歳)率 (%)									
	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
福井市										
(旧美山町区域)	19.8	18.1	15.3	14.5	13.7	14.1	13.6	12.6	9.9	7.9
(旧越廼村区域)	22.7	18.9	16.9	17.0	18.2	18.6	13.9	12.4	9.2	9.5
大野市	20.5	18.5	16.4	15.5	15.3	15.4	14.3	12.4	11.7	10.8
勝山市	22.0	19.1	16.2	15.7	15.9	15.5	14.5	13.1	12.1	10.8
あわら市										
(旧芦原町区域)	20.7	18.8	17.5	17.2	16.6	16.6	14.9	13.9	13.4	11.9
永平寺町										
(旧上志比村区域)	22.2	20.5	16.2	16.7	18.1	17.1	14.1	13.8	12.2	11.0
池田町	14.8	15.1	13.9	13.4	11.7	12.3	12.6	12.0	11.6	9.7
南越前町	19.8	18.8	17.2	16.3	16.0	16.1	14.9	14.2	13.0	11.6
越前町										
(旧越前町区域)	22.2	20.7	18.6	15.5	16.0	15.8	14.7	14.0	11.8	10.5
おおい町										
(旧名田庄村区域)	17.6	14.7	14.8	14.2	13.8	13.2	11.1	10.2	9.7	9.7
若狭町										
(旧三方町区域)	19.2	18.8	17.4	17.1	16.1	14.4	12.9	11.5	11.3	9.8
過疎地域 計	20.6	18.7	16.6	15.8	15.6	15.4	14.2	12.9	11.9	10.7
県全体	22.4	19.7	18.6	18.9	18.8	18.2	16.1	14.3	13.8	13.1

	高齢者(65歳以上)率 (%)									
	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
福井市										
(旧美山町区域)	14.5	15.2	17.3	20.7	24.9	29.8	32.8	35.7	40.0	44.6
(旧越廼村区域)	13.4	14.6	17.2	19.8	23.7	29.0	33.3	38.6	45.2	50.2
大野市	11.2	12.7	14.1	16.9	20.8	24.3	27.5	30.3	34.0	37.3
勝山市	10.8	12.5	14.2	17.0	21.6	25.6	28.1	30.4	33.9	37.4
あわら市										
(旧芦原町区域)	12.0	12.8	13.9	15.9	18.6	21.7	24.6	27.3	32.6	35.1
永平寺町										
(旧上志比村区域)	10.7	12.0	14.0	16.7	20.2	24.1	28.1	30.8	35.4	40.5
池田町	14.8	17.8	20.0	22.9	29.0	34.6	38.9	40.6	43.2	44.5
南越前町	13.6	15.3	15.9	18.3	22.2	26.0	28.9	30.2	33.8	37.7
越前町										
(旧越前町区域)	13.8	15.0	15.8	18.7	22.6	26.4	30.1	32.7	37.4	42.6
おおい町										
(旧名田庄村区域)	14.2	16.3	17.7	20.7	23.3	28.6	30.8	34.1	36.9	40.4
若狭町										
(旧三方町区域)	13.0	14.7	16.4	18.1	22.5	26.3	29.0	31.8	34.9	38.0
過疎地域 計	12.1	13.6	15.0	17.6	21.5	25.4	28.4	30.9	34.7	38.1
県全体	10.1	11.5	12.8	14.8	17.7	20.5	22.6	24.9	28.6	30.3

(資料：国勢調査)



### (3) 産業

#### ア 就業人口

過疎地域における就業人口は、平成17年から平成27年までの10年間で13.9%減少しており、県全体と比べて2倍以上の減少率となっており、特に第2次産業において大きく減少している。平成27年の就業構造を見ると、過疎地域では、第1次産業の就業者数は減少しているものの、構成比は8.3%で県全体3.8%の約2倍であり、第1次産業は引き続き重要な産業となっている。

表5 就業者および就業構造の推移

(単位：人、%)

	平成17年就業者数				平成27年就業者数				比較			
	計 (構成比)	第1次	第2次	第3次	計 (構成比)	第1次	第2次	第3次	計 (増減率)	第1次	第2次	第3次
福井市	2,348	128	837	1,383	1,949	150	550	1,249	△399	22	△287	△134
(旧美山町区域)	(100)	(5.5)	(35.6)	(58.9)	(100)	(7.7)	(28.2)	(64.1)	(△17.0)	(17.2)	(△34.3)	(△9.7)
(旧越廼村区域)	767	54	285	428	534	31	179	324	△233	△23	△106	△104
	(100)	(7.0)	(37.2)	(55.8)	(100)	(5.8)	(33.5)	(60.7)	(△30.4)	(△42.6)	(△37.2)	(△24.3)
大野市	20,505	2,224	7,096	11,185	17,676	1,557	5,566	10,553	△2,829	△667	△1,530	△632
	(100)	(10.8)	(34.6)	(54.5)	(100)	(8.8)	(31.5)	(59.7)	(△13.8)	(△30.0)	(△21.6)	(△5.7)
勝山市	14,269	1,244	5,579	7,446	12,403	780	4,424	7,199	△1,866	△466	△1,155	△247
	(100)	(8.7)	(39.1)	(52.2)	(100)	(6.3)	(35.7)	(58.0)	(△13.1)	(△37.3)	(△20.7)	(△3.3)
あわら市	7,250	669	1,905	4,676	6,305	508	1,679	4,118	△945	△161	△226	△558
(旧芦原町区域)	(100)	(9.2)	(26.3)	(64.5)	(100)	(8.1)	(26.6)	(65.3)	(△13.0)	(△24.1)	(△11.9)	(△11.9)
永平寺町	1,785	103	607	1,075	1,536	106	430	1,000	△249	3	△177	△93
(旧上志比区域)	(100)	(5.8)	(34.0)	(60.2)	(100)	(6.9)	(28.0)	(65.1)	(△13.9)	(2.9)	(△29.2)	(△12.0)
池田町	1,629	158	697	774	1,263	148	434	681	△366	△10	△263	△93
	(100)	(9.7)	(42.8)	(47.5)	(100)	(11.7)	(34.4)	(53.9)	(△22.5)	(△6.3)	(△37.7)	(△12.0)
南越前町	6,166	494	2,376	3,296	5,475	401	1,887	3,187	△691	△93	△489	△109
	(100)	(8.0)	(38.5)	(53.5)	(100)	(7.3)	(34.5)	(58.2)	(△11.2)	(△18.8)	(△20.6)	(△3.3)
越前町	2,906	397	997	1,512	2,309	306	747	1,256	△597	△91	△250	△256
(旧越前町区域)	(100)	(13.7)	(34.3)	(52.0)	(100)	(13.3)	(32.4)	(54.4)	(△20.5)	(△22.9)	(△25.1)	(△16.9)
おおい町	1,308	104	467	737	1,102	89	337	676	△206	△15	△130	△61
(旧名田庄村区域)	(100)	(8.0)	(35.7)	(56.3)	(100)	(8.1)	(30.6)	(61.3)	(△15.7)	(△14.4)	(△27.8)	(△8.3)
若狭町	4,532	631	1,068	2,833	4,112	465	972	2,675	△420	△166	△96	△158
(旧三方町区域)	(100)	(13.9)	(23.6)	(62.5)	(100)	(11.3)	(23.6)	(65.1)	(△9.3)	(△26.3)	(△9.0)	(△5.6)
過疎地域 計	63,465	6,206	21,914	35,345	54,664	4,541	17,205	32,918	△8,801	△1,665	△4,709	△2,427
	(100)	(9.8)	(34.5)	(55.7)	(100)	(8.3)	(31.5)	(60.2)	(△13.9)	(△26.8)	(△21.5)	(△6.9)
県全体	421,220	20,115	140,527	260,578	392,104	14,826	122,602	254,676	△29,116	△5,289	△17,925	△5,902
	(100)	(4.8)	(33.4)	(61.9)	(100)	(3.8)	(31.3)	(65.0)	(△6.9)	(△26.3)	(△12.8)	(△2.3)

(資料：国勢調査)

## イ 第1次産業

過疎地域の第1次産業就業者総数については、平成17年から平成27年までの10年間で、26.8%減少しており、減少率は県全体とほぼ同じレベルになっている。

また、福井市旧美山町区域、大野市、勝山市、あわら市旧芦原地域、永平寺町旧上志比村区域、南越前町、越前町旧越前町区域、おおい町旧名田庄村区域で林業就業者が増加しており、増加率は県全体を上回っている。

平成27年で見ると、過疎地域の農業就業者の占める割合は84.0%で、県全体の88.7%を下回っている。これは、海岸部の福井市旧越廼村区域や越前町旧越前町区域では漁業就業者の割合が高いこと、山間部の福井市旧美山町区域やおおい町旧名田庄村区域では、他の地域と比べて林業就業者の割合が高いことが要因となっている。

表6 第1次産業就業構造の推移

(単位：人、%)

	平成17年就業者数				平成27年就業者数				比較			
	計 (構成比)	農業	林業	漁業	計 (構成比)	農業	林業	漁業	計 (増減率)	農業	林業	漁業
福井市	128	115	13	0	150	120	30	0	22	5	17	0
(旧美山町区域)	(100)	(89.8)	(10.2)	(0.0)	(100)	(80.0)	(20.0)	(0.0)	(17.2)	(4.3)	(130.8)	(0.0)
(旧越廼村区域)	54	19	2	33	31	7	2	22	△23	△12	0	△11
	(100)	(35.2)	(3.7)	(61.1)	(100)	(22.6)	(6.5)	(71.0)	(△42.6)	(△63.2)	(0.0)	(△33.3)
大野市	2,224	2,177	45	2	1,557	1,462	93	2	△667	△715	48	0
	(100)	(97.9)	(2.0)	(0.1)	(100)	(93.9)	(6.0)	(0.1)	(△30.0)	(△32.8)	(106.7)	(0.0)
勝山市	1,244	1,215	28	1	780	714	63	3	△464	△501	35	2
	(100)	(97.7)	(2.3)	(0.1)	(100)	(91.5)	(8.1)	(0.4)	(△37.3)	(△41.2)	(125.0)	(200.0)
あわら市	669	663	2	4	508	498	4	6	△161	△165	2	2
(旧芦原町区域)	(100)	(99.1)	(0.3)	(0.6)	(100)	(98.0)	(0.8)	(1.2)	(△24.1)	(△24.9)	(100.0)	(50.0)
永平寺町	103	102	1	0	106	99	7	0	3	△3	6	0
(旧上志比村区域)	(100)	(99.0)	(1.0)	(0.0)	(100)	(93.4)	(6.6)	(0.0)	(2.9)	(2.9)	(600.0)	(0.0)
池田町	158	129	24	5	148	122	23	3	△10	△7	△1	△2
	(100)	(81.6)	(15.2)	(3.2)	(100)	(82.4)	(15.5)	(2.0)	(△6.3)	(△5.4)	(△4.2)	(△40.0)
南越前町	494	390	24	80	401	307	35	59	△93	△83	11	△21
	(100)	(78.9)	(4.9)	(16.2)	(100)	(76.6)	(8.7)	(14.7)	(△18.8)	(△21.3)	(45.8)	(△26.3)
越前町	397	40	0	357	306	24	4	278	△91	△16	4	△79
(旧越前町区域)	(100)	(10.1)	(0.0)	(89.9)	(100)	(7.8)	(1.3)	(90.8)	(△22.9)	(△40.0)	(-)	(△22.1)
おおい町	104	94	10	0	89	54	35	0	△15	△40	25	0
(旧名田庄村区域)	(100)	(90.4)	(9.6)	(0.0)	(100)	(60.7)	(39.3)	(0.0)	(△14.4)	(△42.6)	(250.0)	(0.0)
若狭町	631	562	5	64	465	408	2	55	△166	△154	△3	△9
(旧三方町区域)	(100)	(89.1)	(0.8)	(10.1)	(100)	(87.7)	(0.4)	(11.8)	(△26.3)	(△27.4)	(△60.0)	(△14.1)
過疎地域計	6,206	5,506	154	546	4,541	3,815	298	428	△1,665	△1,691	144	△118
	(100)	(88.7)	(2.5)	(8.8)	(100)	(84.0)	(6.6)	(9.4)	(△26.8)	(△30.7)	(93.5)	(△21.6)
県全体	20,115	18,329	342	1,444	14,826	13,154	636	1,036	△5,289	△5,175	294	△408
	(100)	(91.1)	(1.7)	(7.2)	(100)	(88.7)	(4.3)	(7.0)	(△26.3)	(△28.2)	(86.0)	(△28.3)

(資料：国勢調査)

過疎地域の主業・準主業・副業的農家数については、平成22年から令和2年までの10年間で47.4%減少しており、減少率は県全体とほぼ同じレベルになっている。

また、過疎地域における副業的農家数の占める割合は、平成22年では61.7%であったが、令和2年では76.0%となっており、県全体の割合に比べ増加している。

表7 主副業別経営体数の推移

(単位：戸、%)

新旧市区町村	平成22農家数						令和2年農家数						比較(H22-R2)			
	計 (構成比)	主業 農家	65歳未満 の農業従 事者がいる	準主業 農家	65歳未満 の農業従 事者がいる	副業的 農家	計 (構成比)	主業 農家	65歳未満 の農業従 事者がいる	準主業 農家	65歳未満 の農業従 事者がいる	副業的 農家	計 (増減率)	主業 農家	準主業 農家	副業的 農家
福井市 (旧美山町の区域)	304 (100.0)	13 (4.3)	7 (2.3)	59 (19.4)	15 (4.9)	232 (76.3)	163 (100.0)	7 (4.3)	7 (4.3)	18 (11.0)	2 (1.2)	138 (84.7)	△ 141 (△ 46.4)	△ 6 (△ 46.2)	△ 41 (△ 69.5)	△ 94 (△ 40.5)
(旧越前町の区域)	33 (100.0)	1 (3.0)	1 (3.0)	9 (27.3)	4 (12.1)	23 (69.7)	26 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	26 (100.0)	△ 7 (△ 21.2)	△ 1 (△ 100.0)	△ 9 (△ 100.0)	3 (13.0)
大野市	1,589 (100.0)	166 (10.4)	107 (6.7)	720 (45.3)	224 (14.1)	703 (44.2)	885 (100.0)	82 (9.3)	56 (6.3)	184 (20.8)	63 (7.1)	619 (69.9)	△ 704 (△ 44.3)	△ 84 (△ 50.6)	△ 536 (△ 74.4)	△ 84 (△ 11.9)
勝山市	1,057 (100.0)	55 (5.2)	39 (3.7)	312 (29.5)	97 (9.2)	690 (65.3)	554 (100.0)	32 (5.8)	21 (3.8)	92 (16.6)	32 (5.8)	430 (77.6)	△ 503 (△ 47.6)	△ 23 (△ 41.8)	△ 220 (△ 70.5)	△ 260 (△ 37.7)
あわら市 (旧芦原町区域)	166 (100.0)	21 (1.3)	17 (1.0)	29 (1.7)	11 (0.7)	116 (7.0)	91 (100.0)	11 (12.1)	11 (12.1)	7 (7.7)	1 (1.1)	73 (80.2)	△ 75 (△ 45.2)	△ 10 (△ 47.6)	△ 6 (△ 35.3)	△ 22 (△ 75.9)
永平寺町 (旧上志比村区域)	179 (100.0)	6 (3.4)	3 (1.7)	56 (31.3)	18 (10.1)	117 (65.4)	68 (100.0)	1 (1.5)	0 (0.0)	14 (20.6)	2 (2.9)	53 (77.9)	△ 111 (△ 62.0)	△ 5 (△ 83.3)	△ 3 100.0	△ 42 (△ 75.0)
池田町	238 (100.0)	12 (5.0)	9 (3.8)	25 (10.5)	8 (3.4)	201 (84.5)	108 (100.0)	7 (6.5)	6 (5.6)	6 (5.6)	2 (1.9)	95 (88.0)	△ 130 (△ 54.6)	△ 5 (△ 41.7)	△ 19 (△ 76.0)	△ 106 (△ 52.7)
南越前町	495 (100.0)	29 (5.9)	21 (4.2)	90 (18.2)	30 (6.1)	376 (76.0)	229 (100.0)	18 (7.9)	17 (7.4)	30 (13.1)	7 (3.1)	181 (79.0)	△ 266 (△ 53.7)	△ 11 (△ 37.9)	△ 60 (△ 66.7)	△ 195 (△ 51.9)
越前町 (旧越前町の区域)	56 (100.0)	1 (1.8)	1 (1.8)	8 (14.3)	3 (5.4)	47 (83.9)	28 (100.0)	2 (2.0)	1 (1.0)	3 (3.0)	1 (1.0)	23 (23.0)	△ 28 (△ 50.0)	1 100.0	△ 5 (△ 62.5)	△ 24 (△ 51.1)
おおい町 (名田庄村の区域)	64 (100.0)	5 (7.8)	2 (3.1)	7 (10.9)	5 (7.8)	52 (81.3)	31 (100.0)	4 (12.9)	2 (6.5)	3 (9.7)	1 (3.2)	24 (77.4)	△ 33 (△ 51.6)	△ 1 (△ 20.0)	△ 4 (△ 57.1)	△ 28 (△ 53.8)
若狭町 (旧三方町の区域)	534 (100.0)	48 (9.0)	37 (6.9)	173 (32.4)	38 (7.1)	350 (65.5)	298 (100.0)	29 (9.7)	24 (8.1)	37 (12.4)	16 (5.4)	224 (75.2)	△ 236 (△ 44.2)	△ 19 (△ 39.6)	△ 136 (△ 78.6)	△ 126 (△ 36.0)
過疎地域 計	4,715 (100.0)	357 (7.6)	244 (5.2)	1,488 (31.6)	453 (9.6)	2,907 (61.7)	2,481 (100.0)	193 (7.8)	145 (5.8)	394 (15.9)	127 (5.1)	1,886 (76.0)	△ 2,234 (△ 47.4)	△ 164 (△ 45.9)	△ 1,094 (△ 73.5)	△ 1,021 (△ 35.1)
県全体	19,233 (100.0)	1,117 (5.8)	750 (3.9)	4,850 (25.2)	1,339 (7.0)	13,266 (69.0)	9,871 (100.0)	741 (7.5)	560 (5.7)	1,335 (13.5)	400 (4.1)	7,795 (79.0)	△ 9,362 (△ 48.7)	△ 376 (△ 33.7)	△ 3,515 (△ 72.5)	△ 5,471 (△ 41.2)

※主業農家：農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に自営農業に60日以上従事し、65歳未満の世帯員がいる農家

※準主業農家：農業所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に自営農業に60日以上従事し、65歳未満の世帯員がいる農家

※副業的農家：1年間に自営農業に60日以上従事し、65歳未満の世帯員がいない農家

(資料：世界農業センサス)

#### (4) 観光

過疎地域の延べ観光入込客数について、令和元年は約 1,000 万人となっており、平成 27 年を上回っており、県全体の約 29%を占めている。

平成 27 年から令和元年までの 5 年間では、福井市旧美山町区域および旧越廼区域、大野市、あわら市旧芦原町区域、おおい町旧名田庄区域において減少しているものの、勝山市、永平寺町旧上志比区域、池田町、南越前町、越前町旧越前町区域、若狭町旧三方町区域においては増加している。

なお、令和元年から令和 2 年にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響により、県全体と同様に大幅に減少している。

表 8 観光客延べ入込数の推移

(単位：人、%)

	平成 27 年	令和元年	令和2年	増減率 (令和元年／平成 27 年)		増減率 (令和 2 年／令和元年)	
福井市							
(旧美山町の区域)	53,000	49,852	0	△ 3,148	(△ 5.9)	△ 49,852	(△ 100.0)
(旧越廼村の区域)	253,049	207,842	162,992	△ 45,207	(△ 17.9)	△ 44,850	(△ 21.6)
大野市	2,072,000	1,992,900	1,120,400	△ 79,100	(△ 3.8)	△ 872,500	(△ 43.8)
勝山市	2,019,575	2,215,601	1,285,534	196,026	(9. 7)	△930,067	(△ 42.0)
あわら市 (旧芦原町の区域)	1,673,428	1,381,916	937,578	△291,512	(△17.4)	△ 444,338	(△ 32.2)
永平寺町 (旧上志比村の区域)	112,963	409,646	303,960	296,683	(262,6)	△ 105,686	(△ 25,8)
池田町	129,874	226,033	176,860	96,159	(74.0)	△ 49,173	(△ 21.8)
南越前町	671,132	701,285	503,003	30,153	(4.5)	△ 198,282	(△ 28.3)
越前町 (旧越前町の区域)	1,539,615	1,683,556	1,196,314	143,941	(9.3)	△ 487,242	(△ 28.9)
おおい町 (旧名田庄村の区域)	150,975	129,770	98,650	△ 21,205	(△ 14.0)	△ 31,120	(△ 24.0)
若狭町 (旧三方町の区域)	1,011,149	1,221,796	1,089,213	210,647	(20, 8)	△ 132,583	(△10.9)
過疎地域 計	9,686,760	10,220,197	6,874,504	533,437	(5.5)	△ 3,345,693	(△ 32.7)
県全体	29,956,000	35,095,457	22,013,323	5,139,457	(17.2)	△ 13,082,134	(△ 37.3)

(資料：福井県観光客入込数(推計))

## (5) 文化財

過疎地域における文化財は151で、県全体の約18%を占めている。このうち、池田町の重要無形民俗文化財「水海の田楽能舞」など、国指定の文化財も複数ある。

表9 文化財の分布状況

(単位：件)

	国指定				国選定			県指定				国登録	計
	国 宝	重要 文化財	民俗 文化財	重要無形 ・天然記念物 史跡・名勝	選定 保存技術	伝統的 建造物 群保存地区	重要 文化的 景観	有形 文化財	無形 文化財	民俗 文化財	・天然記念物 史跡・名勝	登録 文化財	
福井市 (旧美山町区域)								10		1	1		12
(旧越廼村区域)		1					1	3					5
大野市		1		3				12		3	3	15	37
勝山市		1		4				3		1	2	7	18
あわら市 (旧芦原町区域)								4		1	1	1	7
永平寺町 (旧上志比村区域)													
池田町		2	1	1				4		2	2		12
南越前町		1		2			1	5		4		17	30
越前町 (旧越前町区域)							1						1
おおい町 (旧名田庄村区域)								3		2	4		9
若狭町 (旧三方町区域)		1		2				3		9	3	2	20
過疎地域 計	0	7	1	12	0	0	3	47	0	23	16	42	151
県全体	6	108	5	62	0	2	3	262	4	75	67	231	825

(令和3年4月1日現在)

## (6) 地域別現状と問題点

過疎地域を山間地域、海岸地域に分けて現状と問題点を見ると次のとおりである。

### ア 山間地域

(福井市旧美山町区域、大野市、勝山市、永平寺町旧上志比村区域、池田町、南越前町、おおい町旧名田庄村区域、若狭町旧三方町区域)

これらの地域は、いずれも林野率が高く、冬期に積雪の多い山村であり、自然的条件が地域の発展を妨げる大きな要因となっている。

これまで道路や上下水道、情報通信などの社会基盤の整備が進められてきており、近隣都市への移動時間の短縮や携帯電話不感地域の解消など、地域間格差の是正に向け、一定の成果を上げているが、依然として近郊での働き口の確保が難しく、人口の流出が続き、65歳以上が人口の50%以上を占める高齢化が進んだ集落の数も増加している。

主要産業である農林業について、農業では耕地区画が矮小で生産性が低いこと、林業では経営規模が小さく、木材価格の低迷と需要の減退などの厳しい状況にあるため、農林業離れが進行し、従事者の減少と高齢化が問題となっている。また、近年、イノシシやニホンジカの個体数が増加し、農山村部を中心に鳥獣害の被害が深刻な社会問題となっている。統計上、表面化しているだけでも、県全体で年間8千万円を超える農作物への被害が発生しており、農山村地域の農業振興を図る上で大きな障害となっている。

商工業については、事業所数が少なく、また、その多くが景気変動の影響を受けやすい零細企業であることなどから、まとまった就業の場を確保するには至っていない。

このような状況の中で、地域の担い手となる若年層の都市部への流出が、高齢化の進展とともに地域の活力低下の原因となっている。

### イ 海岸地域

(福井市旧越廼村区域、あわら市旧芦原町区域、南越前町、越前町旧越前町区域、若狭町旧三方町区域)

これらの地域は、越前海岸や若狭湾に沿った地域であり、地勢は概ね急峻で山なみが海岸線近くまで迫り、海岸線一帯の漁業を中心とした集落と丘陵地帯や山間部での農業を中心とした集落により構成されている。その地理的条件により、住宅・宅地の確保が難しく、若年層を中心に生活基盤の安定した近隣都市への流出が進んでいる。

これまで、道路などの社会基盤の整備に加え、有料道路の無料化や地域の特産物をテーマにした観光施設の整備などが進められてきており、内陸部の都市とのアクセス改善や観光振興など一定の成果を上げている。

主要産業の水産業については、釣り、定置網、底曳網などの沿岸漁業が中心で、経営規

模は零細な漁業経営体が多い。さらに、漁業従事者の高齢化が進み、漁獲量や魚価が依然として低迷している。農業については、矮小な耕地区画が海岸の段丘や溪谷に散在し、その自然的条件から生産性は低いほか、丘陵地帯では畑作や園芸を中心とした農業であるが、従事者は減少している。また、商工業については、山間地域と同様の状況にあるが、観光業については、越前がにや越前水仙などの地域の特産物をテーマにしたイベントなどが定着してきており、越前町旧越前町区域では日帰り客が増加している。

このような状況の中、海岸地域においても、地域の担い手である若年層の流出、高齢化の進展が地域の活力低下の原因となっている。

## 2 これまでの過疎対策の成果および評価

### (1) 対策の成果

#### (農林水産業)

- ・ 農道や林道、漁港、ほ場、用排水路、木質バイオマス発電施設、木材・特用林産物施設、漁場や藻場等の整備により、農林水産業の生産基盤の近代化と生産性向上に寄与した。
- ・ 県、過疎地域市町、J A、地域の農家等が一体となって農業をサポートする体制を整備し、アグリサポーターによる小区画農地での農作業支援やJ Aが育成した広域作業受託組織による農作業受託など、従事者が不足する過疎地域の農業の振興を図った。
- ・ 過疎地域において集落が共同して行う、集落営農や山ぎわ間伐、沿岸の藻場等の保全などへの支援により、地域の活性化を図った。
- ・ 農林水産物直売所の設置等を進め、特産物等の販売ルートを拡大するなど、過疎地域の農業活性化、生産者の生きがいを図った。
- ・ 鳥獣害対策として、電気柵や捕獲檻の設置に対する支援、有害鳥獣の捕獲・駆除など、総合的な施策を行った。
- ・ 農林水産業の新たな担い手確保のため、農・林・水産カレッジにおいて人材の育成を図った。

#### (道路・通信網)

- ・ 国道 158 号、305 号、365 号、476 号などの国道、福井四ヶ浦線や武生米ノ線、坂本高浜線をはじめとする県道および市町村道の整備推進により、過疎地域から都市部への移動時間の短縮といった利便性の向上や、防災・減災対策による安全性の向上を図った。
- ・ 中部縦貫自動車道「油坂峠道路」の全線開通（平成 11 年度）、「永平寺大野道路」の全

線開通（平成 29 年度）、舞鶴若狭自動車道の全線開通（平成 26 年度）によって、県内過疎地域から中京圏・関西圏へのアクセスが向上した。

- ・ 国道 305 号（ホノケ山トンネル）（平成 25 年度）の完成により、合併前の旧町村間の移動時間が短縮され、利便性が向上した。
- ・ 国道 305 号越廼バイパス（平成 24 年度）や国道 158 号奈良瀬・境寺バイパス（平成 24 年度）の完成により、日常生活の利便性が向上した。
- ・ 通学路区間となる県管理道路において、平成 15 年度から歩道除雪を実施したことにより、冬期間の通学路における児童・生徒の安全を図った。
- ・ 県内のすべての過疎地域にケーブルテレビが整備され、携帯電話の不感地域についても一部を除き解消されるなど、情報通信基盤の整備が進み、地域間の情報通信格差（デジタル・ディバイド）は是正されつつある。

#### （医療）

- ・ 過疎地域では、医師の確保や巡回診療により、すべての地域において医師による診療を受けることができるようになった。

#### （生活）

- ・ 過疎地域市町が運行するコミュニティバスや乗合いタクシーへの支援により、高校生や高齢者の移動手段の確保を図った。
- ・ 上水道や簡易水道、下水道や集落排水施設および合併処理浄化槽等の整備が進められ、水道普及率や水洗化率の向上につながっている。
- ・ 福井市旧美山町区域および越前町旧越前町区域では、地域の実情に詳しい集落支援員が集落の活性化に向けた活動の支援を行ってきた。

表 10 過疎地域における集落支援員活動状況

過疎市町	人数	主な活動内容
福井市 (旧美山町区域)	2名	地域の巡回・状況把握 空き家調査、移住支援
越前町 (旧越前町区域)	1名	集落点検の実施 住民サロンの開催 特産品の開発など地域の取組みを支援

(令和 4 年 4 月 1 日現在)



## (定住)

- ・都市圏において、U・Iターン希望者に対する福井での暮らしや就職に関する相談会の開催、空き家情報の提供などにより、過疎地域への「新ふくい人」の招致を促進した。
- ・都市部住民が過疎地域等の集落に数日間宿泊し、農作業等を手伝う「ふるさとワークスティ」の実施により、都市部住民との交流促進に貢献した。
- ・都市部住民等が一定期間過疎地域等に住み、地域の活動に従事する「地域おこし協力隊」は年々増えており、福井市旧越廼村区域、大野市、勝山市、池田町、南越前町、越前町、おおい町旧名田庄村区域、若狭町旧三方町区域に21人が従事している。観光振興や農林漁業の応援、移住定住の促進などその業務内容は多岐に渡り、地域の活性化に貢献している。

表 11 過疎地域における地域おこし協力隊活動状況

過疎地域	人数	主な活動内容
福井市（旧越廼村区域）	2名	観光振興や情報発信、特産品の創出
大野市	5名	空き家対策、農林業や観光の振興
勝山市	4名	観光振興、移住定住の促進、特産品の創出
池田町	2名	観光施設の運営
南越前町	4名	移住・関係人口の促進、住民活動支援、農業担い手育成の促進、国際交流
越前町（旧越前町区域）	1名	移住定住の促進
おおい町（旧名田庄村区域）	1名	暦会館の企画・運営、情報発信
若狭町（旧三方町区域）	2名	地域振興、特産品の販売促進

(令和4年4月1日現在)

## (教育)

- ・県内小中高校と教育研究所をつなぐ遠隔授業・研修システムや1人1台のタブレット端末の導入により、ICTを活用した教育環境の充実を図った。

表 12 公共施設等整備状況

区 分		平成 23 年 3 月 31 日現在		令和 2 年 3 月 31 日現在		整備率(H23→R2)	
		県全体	過疎地域	県全体	過疎地域	県全体	過疎地域
市町村道	改良率(%)	70.9	69.5	72.5	70.9	1.6	1.4
	舗装率(%)	91.1	84.5	92.1	85.7	1.0	1.2
水洗化率(%)		96.1	85.5	99.9	90.7	3.8	5.2
水道普及率(%)		96.3	63.5	96.5	62.7	0.2	△0.8

表 13 市町別公共施設等整備状況

(単位：%)

	平成 23 年 3 月 31 日現在				令和 2 年 3 月 31 日現在			
	市町村道		水洗化率	水道普及率	市町村道		水洗化率	水道普及率
	改良率	舗装率			改良率	舗装率		
福井市								
(旧美山町区域)	69.6	96.1	94.1	82.0	69.6	96.1	95.7	85.7
(旧越廼村区域)	80.8	100.0	95.7	99.7	82.1	100.0	93.0	99.7
大野市	81.9	81.9	80.5	38.9	83.2	88.2	87.9	37.8
勝山市	73.4	87.7	80.4	95.9	74.7	88.8	91.8	95.6
あわら市								
(旧芦原町区域)	86.2	96.8	95.3	99.5	87.3	97.2	98.1	99.6
永平寺町								
(旧上志比村区域)	93.0	97.5	94.8	98.4	94.1	98.7	98.1	99.1
池田町	57.0	83.1	86.3	87.2	61.1	84.3	87.3	93.0
南越前町	62.6	82.2	95.7	96.6	63.3	83.8	97.9	97.1
越前町								
(旧越前町区域)	35.4	54.2	81.2	100.0	39.1	56.7	86.6	100.0
おおい町								
(旧名田庄村区域)	56.0	87.5	95.7	98.5	58.1	87.6	99.2	97.4
若狭町								
(旧三方町区域)	26.9	79.5	85.9	98.7	28.8	79.7	92.9	98.9
過疎地域 計	65.7	86.5	89.6	90.5	67.4	87.4	93.5	91.3
県全体	70.9	91.1	96.1	96.3	72.5	92.1	99.9	96.5

## (2) 対策の評価

過疎地域では総合的な過疎対策が行われ、次のような成果を挙げてきた。

- ① 産業振興施策により、農林水産業の生産基盤、近代化施設等の整備がなされ、生産性の向上、省力化等に寄与した。
- ② 交通・通信網の整備により、日常生活の利便性が向上した。
- ③ 生活環境施設などの整備が推進され、住民福祉の向上が図られた。

### 3 過疎地域の持続的発展の基本方針

#### (1) 目指すべき方向性

これまで産業の振興や交通網などの整備、医療や教育の機会の確保に向け、ソフト・ハード両面での対策等を実施してきたが、若い世代が流出するなど、依然として人口減少や少子高齢化が進んでおり、過疎地域の産業や生活を支える担い手が不足している状況にある。

そのような状況の中、地域に住む子育て世代への支援や地域産業を担う人材の育成、若者や女性、NPO 団体の地域活動への応援など誰もが活躍できる環境整備が進んでいるほか、都市部との交流の機会を広げる中部縦貫自動車道の開通や北陸新幹線の開業を控え、過疎地域に人を呼び込む好機となっている。

これからの過疎対策は、地域内外の人との関わり合いの中で、次の時代を生きる人を育てるとともに、地域資源をさらに活用しながら、過疎地域の持続と発展を目指していく。

#### (2) 全体方針

##### 方針1 若い人が集い、活躍できる地域

過疎地域は、若い世代を中心とした人口の流出が続く中、高齢化の傾向も他の地域に比べ顕著であり、産業や地域に関わる人材が不足するなど、地域社会の維持が難しくなっている状況にある。その一方、人口が集中する都市圏においては、大規模災害や感染症などのリスクが顕在化し、地方への移住の動きがみられている。県外からの移住者である「新ふくい人」においても、特に若い世代や三大都市圏からの移住が増えており、この人の流れを過疎地域にも取り込む必要がある。

このため、都市部の若い世代に向けた「攻め」の移住施策による人の流れづくりや、地域の次代を担う学生に向けたふるさと教育の推進、地域活性化に向けた活動にチャレンジする若い世代や女性、NPO 団体を応援するなど、地域内外の人が関わりながら力を発揮できる施策を進めていく。

##### 方針2 ふるさとのしごとを次代につなぐ地域

本県の過疎地域には、里山里海湖などの豊かな自然、越前がにやいちほまれなどのおいしい食材、伝統的民家等の美しい景観など、ふるさとの良さが数多く残っており、生活・文化を形づくってきた。これらを大切を守るためにも、地域資源を活かしたふるさとのしごとを次代に引き継いでいくことが必要である。

こうした魅力を十分にPRし、農林水産物の6次化・ブランド化や他産業との連携を進め

るとともに、農・林・水産カレッジや教育機関との連携により、即戦力となる担い手を育成することや、先端技術を導入した養殖生産拡大や担い手の労力の省力化により地域の一次産業を強化していく。また、アグリサポーターやコミュニティ林業など、農林水産業を支える人や組織を支援し、生産基盤である農林水産資源を保全していく。

さらに、豊かな自然や食を活かした体験メニューや宿泊環境の整備など、教育旅行や観光客が周遊滞在できる環境づくりによる交流人口の拡大のほか、多様な企業の誘致などにより雇用機会を拡充する施策を進めていく。

### 方針3 いつまでも安心して暮らせる地域

これまでの過疎対策により、道路や上下水道、情報通信網等の整備、医療体制の確保、教育施設の整備など社会基盤を構築する対策を進めてきた。しかしながら、交通・情報通信網の未整備区間・区域の存在や公共施設の老朽化、保育、医療、介護に係る人材の不足など、地域での生活に欠かせない環境整備が引き続き必要となっている。

今後は、これまでの過疎対策で実施してきた環境を維持するほか、隣接府県や合併前の旧市町村間を結ぶ基幹道路の整備や老朽化施設等の長寿命化対策、公共交通機関の維持や除雪体制の強化、高速通信網の整備による交通・情報通信手段の確保、ドクターヘリによる医療体制の強化や、子育て世代や高齢者を支える人材の確保など、ソフト・ハード両面から、いつまでも安心して暮らせる地域づくりを進めていく。

### 方針4 みんながつながり合える地域

過疎地域には、家庭や地域における人と人との「つながりの力」が強く、他人のために行動したり、お互いに支え合うことを大切にするなど、今も地域社会の「絆」が残っている。しかしながら、人口減少のペースはさらに加速しており、集落の生活機能や伝統行事を維持していくことが困難になっているほか、地域のにぎわいも失われつつある。

このため、地域おこし協力隊や集落支援員による地域のサポートや、民間サービス等の活用や有償ボランティア等による新たな共助の仕組みづくり、住民の寄り合いや地元農産物等の販売に活用できる拠点づくりのほか、地域資源や地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入など、地域の「人」「場所」「資源」を活用しながら、住民同士がつながり、支え合える持続可能なまちづくりを進めていく。

### (3) 地域別方針

#### ア 山間地域

(福井市旧美山町区域、大野市、勝山市、永平寺町旧上志比村区域、池田町、南越前町、おおい町旧名田庄村区域、若狭町旧三方町区域)

これらの地域は、林野率が高く、地域住民の多くは農林業を営んでいるが、経営規模は極めて小さく生産性も低い。このため、農業では、農地の集積による経営規模の拡大や、生産基盤の整備・更新、営農を省力化する機械の活用により生産性の向上を図る。さらに、農家所得の向上を図るため、付加価値の高い加工品の生産や農産物のブランド化を一層進めるとともに、経営の複合化を推進する。林業については、林道等の林業生産基盤の整備充実を促進するとともに、木材・特産林産物の生産、特産品づくりの振興、さらに、燃料等への木質バイオマスの利活用を図る。また、農林業を担う人材の育成に努めるなど、ソフト面の施策を充実させていく。

これら既存の農林業の振興とともに、豊かな自然を活かした体験プログラムの提供による交流促進、地域資源を活かしたスモールビジネスなどの起業促進、産業団地や道の駅を中心にした新たな人や企業の集積を図り、就労の場の拡大を目指す。

社会基盤の整備については、生活圏などの面で近隣都市との結び付きが強いため、引き続き広域的な基幹道路の整備や光ファイバーの整備を進める。

その他、救急医療の確保や公共交通機関の維持などの課題が顕在化しているため、ドクターヘリによる医療体制の強化や公共交通機関への支援など、ソフト面の対策を推進する。

#### イ 海岸地域

(福井市旧越廼村区域、あわら市旧芦原町区域、南越前町、越前町旧越前町区域、若狭町旧三方町区域)

これらの地域は、海岸と山地に挟まれ、利用しやすい土地が不足しているため、住宅・宅地、道路等の整備を引き続き総合的に推進するとともに、旧福井市、越前市、鯖江市、敦賀市などの近隣都市との往来や観光交通の円滑化を図るため、広域的な主要幹線道路の整備を促進する。また、安全な交通を確保するため台風や大時化の際の道路への越波への対策を講じる。

産業面においては、漁港の機能強化を進めるとともに、沿岸域から沖合域に至る漁場の一体整備や、先端技術を活用した養殖生産など、生産額向上を図る。また、水産業を担う人材の育成に努めるなど、ソフト面の施策を充実させていく。

さらに、越前水仙や越前がになどの特産物、越前加賀海岸国定公園や若狭湾国定公園と

いう恵まれた自然・景観をより有効に活用し、域内と内陸部の観光拠点とを結ぶ広域観光ルートの開発等により、周遊型・滞在型の観光を促進する。

#### 4 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

本県には、「福井坂井地区」「奥越地区」「丹南地区」「嶺南地区」の4つの広域行政圏があり、ごみ処理や消防などの行政サービスについては、各広域行政圏に一部事務組合が組織され、過疎地域市町を含むブロック単位での事業が実施されている。

しかし、全国的に課題となっている医療の確保、大規模災害発生時の対応など、広域行政圏を越えた対応の必要性も出てきている。

こうしたことから、今後の過疎対策に当たっては、過疎地域市町と各広域行政圏とが連携を図りつつ、ドクターヘリによる医療体制の強化、広域防災訓練の実施や被災自治体への職員派遣、移住・定住の促進、農産品のブランド化、広域観光の促進など、広域行政圏を超えた対策が求められる分野については、県が市町間の調整、広域的なコーディネートを行い、過疎地域市町の取組みを補完・支援していく。

表 14 過疎地域の広域的な経済社会生活圏

広域市町村圏	市 町 名
福井坂井地区	福井市 (旧美山町区域) (旧越廼村区域)
	あわら市 (旧芦原町区域)
	永平寺町 (旧上志比村区域)
奥越地区	大野市
	勝山市
丹南地区	池田町
	南越前町
	越前町 (旧越前町区域)
嶺南地区	おおい町 (旧名田庄村区域)
	若狭町 (旧三方町区域)

## II 移住定住、地域間交流の促進、人材育成

### 《移住定住、地域間交流、人材育成の方針》

過疎地域の人口流出を抑制するためには、移住定住に向けた積極的な取組みが重要である。そのため、都市部への「攻め」の移住政策に向けた体制強化や、教育機関と産業界の連携による学生の県内就職の促進を図る。

また、都市部と過疎地域が交流し関わる機会を提供するとともに、福井に呼び込む仕掛けをつくり、地域活性化やUIターンにつなげる。

さらに、地域や社会に貢献する若者やNPO団体などの活動支援や、次代を担う子どもへのふるさと教育などにより、地域の担い手を育成・確保する。

### 1 移住定住の促進

過疎地域では、大都市圏への転出超過が多くなっており、移住促進が課題となっている。こうした状況を踏まえ、次のような施策を推進する。

ア 大都市圏の地方転職希望者を開拓する体制を強化し、県内への UI ターンを促進する

イ 県内外の大学、学生と県内企業とのつながりを強化し、県内就職を促進する

### 2 地域間交流の促進

今後の過疎対策においては、都市部との共生・互惠という共通認識を醸成することが重要であり、これまで以上に都市部住民との連携・交流を推進していく。また、地域活性化にチャレンジする若者を増やすため、「ふくい若者フォーラム」や若者の交流・活動拠点である「若者ステーション」を通じて活動を支援するとともに、福井県のワクワク・ドキドキを高めるため活動する若者を「チャレンジ応援ディレクター」が発掘、発信し、地域内外との交流拡大を図る。

ア ふるさと納税をきっかけとした来県を促進するための着地型ツアーや体験プログラム等を提供し、交流人口の拡大を図る。

イ 都市部の学生や社会人にむけて、地域との「関わりしろ」となるプロジェクトや交流の機会を提供する。

### 3 地域社会の担い手となる人材育成

過疎地域に関わる若者や女性、NPO団体等、高度なスキルを持った人材の地域活性化に向けた活動に対する支援や次代を担う学生や子どもに向け、大学や企業、自治体の連携により地域に根差した教育を推進するなど、すべての世代で福井を支える人材を育成・確保し、地域への定着につなげる必要がある。

ア 地域に貢献する若者や女性、NPO団体等のチャレンジを応援し、県民の主体的な活動を「県民ワクワクチャレンジプランコンテスト」で支援

イ 地域おこし協力隊の受入・定住を支援することにより、地域活動の活発化と若者の移住を促進する。  
また、地域おこし協力隊が3年間の任期終了後においても、地域に定着して行う、活動を継続して支援することで、協力隊の定住を促進する。

ウ 県内大学と県立高校との連携を強化し、高校生の県内大学進学を促進することで地域社会の担い手となる人材を育成する。

エ 県立高校において、様々な県内企業から講師を招き、キャリア講座や最先端技術を学ぶ講座を開催することで、地域産業に貢献する人材を育成する。

オ 児童生徒が自らの地域の自然や文化、観光資源などについて学習したことを基に課題を見出し、その課題解決などを他者へ発信する活動を通して、ふるさと福井に誇りや愛着を持ち、地域の魅力を発信できる人材を育成する。



### Ⅲ 産業の振興

#### 《産業振興の方針》

過疎地域が持続的に発展するためには、産業を振興し、安定的な雇用機会を拡充することが重要であることから、多様な企業の誘致を進めることに加え、スモールビジネスなど、規模は小さくても独自のアイデアや地域資源を活かした起業の促進を図る。

基幹産業である農林水産業については、一層の近代化、高度化、生産・加工・流通体制の強化などを図るほか、過疎地域を含む県全体での農林水産物の産地ブランド化の推進、熟達者の技と先端技術の融合による超省力・高品質生産の実現、ならびに他産業との連携により、人を呼び込み、地域の活力創出に貢献する産業への発展を目指す。

また農・林・水産業のカレッジや「越前若狭 田んぼ道場」において、次代の農林水産業を担う人材の育成を図るとともに、県立大学創造農学科ならびに先端増養殖科学科との連携により、即戦力となる若者や地域を支える人を育成する。

さらに、過疎地域に多く残る豊かな自然やおいしい食材、伝統的な民家群や祭り、地域のつながりなど、ふるさとの良さや強みを活かし、女性や高齢者の知恵を活かした魅力的な商品づくり、農林漁家の創意工夫による体験メニューの充実、観光名所や体験メニュー等のコンテンツをつなげ、地域内外の人との交流を促進するにぎわいのある農山漁村の創出を図る。

#### 1 農林水産業の振興

##### (1) 農業

過疎地域の農業については、急傾斜で小區画な農用地であるため農業生産性が低い。さらに、高齢化、担い手の減少、鳥獣被害の増大により、営農意欲が低下し、耕作放棄地が増加するなど、農用地の維持管理にも支障をきたしている。こうした状況を踏まえ、次のような施策を推進する。

ア 県、過疎地域市町、鳥獣害対策協議会等の更なる連携の強化により鳥獣害対策を推進し、特に高齢化や人口減少が著しく進む地域においては、電気柵の設置、維持管理等について、複数集落による連携した体制の支援を図るとともに、近年、増加傾向にあるニホンジカ等による農作物被害拡大防止、また、豚熱感染拡大防止のため、シカ・イノシシの捕獲活動の強化を図る等、総合的な取組みを推進する。

イ 集落ぐるみの営農を進めるほか、地域農業サポートセンターを通じたアグリサポーターや農業ボランティアによる農作業の応援、労力のかかる畦畔管理・防除作業の省力化機械等の整備支援などにより、過疎地域における農業の従事者不足に対応していく。

ウ 多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、集落における共同活動の取組み等を進め、過疎地域の農業生産の維持および地域の活性化を図る。

エ 本県農業の主力の米については、「いちほまれ」を日本一のブランド米に育て、福井県がおいしいお米の一大産地であることを打ち出し、福井米全体の評価を向上させる。また、ふくいのおいしい在来種の「ふくいそば」を日本一のブランドに育成する。

オ 県、過疎地域市町、流通業者、生産者グループ等が連携し、都市圏の飲食店等への積極的な営業活動を展開するなど、県産食材の販路拡大を図る。

カ 多様な事業者が JA や食品加工研究所などと連携し、6次産業化に取り組む農業者に対し商品開発から販売までを支援するとともに、本県の農林水産物や6次化商品を県内外へ販売拡大する。

キ 過疎地域に残る豊かな自然やおいしい食材、ふるさとの良さなど地域資源を活かしたミニ農家レストランや体験交流型農園などを回遊できる「農遊」の体制構築を進め、都市部住民との交流を促進し、地域の活性化を図る。

ク 老朽化した農業水利施設の機能を維持するため、施設の更新整備や長寿命化対策を推進していく。

ケ 越前水仙について平坦地での新たな産地づくりと生産規模の拡大を促進していく。

## (2) 林業

過疎地域の大部分を占める森林は、木材等の林産物の供給はもとより、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化防止などの公益的機能を有している。また、昭和40年代から50年代にかけて造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、今後は環境保全を図りながら有用な資源として県産材の需要と供給を拡大していくことが重要となっている。こうした状況を踏まえ、次のような施策を推進する。

ア 林道の整備や木材・特用林産物関連施設、木質バイオマス関連施設等の整備拡充を図る。

イ 県産材を活用した住宅や民間施設などの普及促進や新たな分野での利用開拓、合板・集成材工場、木質バイオマス発電への間伐材等の安定供給体制の整備など、木を伐って、木を使う「儲ける・稼げる林業」への施策を推進する。

ウ 集落単位で取組むコミュニティ林業では、施業集約化の促進を図るとともに、間伐に加え主伐も進め、木材供給の拡大および資源の循環利用を図る。

エ ふくい林業カレッジの拡充により若者や女性が活躍できる環境を整備し、人材の確保を図る。

### (3) 水産業

過疎地域の水産業は漁船漁業等が主体であり、塩干し等の簡易な加工も行われているが、近年は燃油価格等の高騰や魚価の低迷、就業者の高齢化、後継者不足など、厳しい状況となっている。こうした状況を踏まえ、次のような施策を推進する。

- ア 近年の異常気象や地震・津波に耐えられるだけの漁港施設の機能強化を進めるとともに、既存施設の老朽化に対応した施設の機能保全を図る。
- イ 先端技術を活用した養殖生産の拡大、漁港の未利用エリアを活用した貝類等の増養殖、越前がにの資源増大等により漁業生産額の増加を図る。
- ウ 水産資源の保護や水質浄化の役割を果たす沿岸の藻場や浅場等を維持、保全するため、清掃活動など、住民による地域ぐるみの共同活動を支援する。
- エ 漁業体験プランの充実やマハタ養殖の拡大等により、漁家民宿の収益拡大を図る。
- オ 高速交通体系の整備により、観光客や、釣り客の増加が期待されることから、クルーズ漁船の就航や渚レストランの整備など、漁港施設を活用し、幅広い年齢が楽しめる環境を整備し、漁家民宿の利用客を増加させる。
- カ ふくい水産カレッジにおいて、次代を担う漁業者の育成や漁業協同組合の育成を図る。
- キ 山間部の内水面漁業について、アユ等の生息環境の保全・整備による水産資源の保護を図りながら、アユ釣り環境の整備や ICT を活用した遊漁者の利便性向上により誘客を促進する。

## 2 地場産業の振興

過疎地域の地場産業としては、木材加工業や水産加工業のほか、繊維や観光などの産業が主なものである。こうした地場産業の振興は、多様な就業機会の創出や地域経済の活性化を図る上で特に重要であるため、設備の近代化や経営の合理化を進める一方、担い手を育成していく。

また、消費者ニーズに対応した新商品、新技術の開発、商品の高付加価値化、販路の拡大を図るとともに、農林水産業と商工業が連携した商品の開発や農業と観光が結び付いた体験ツアーなど、地域特有の資源や技術、創意を結集した新たな地場産業を育成する。

一方、過疎地域の地元建設業については、インフラ整備や災害復旧、除雪等の役割を担うほか、雇用の受け皿としても地域に欠かせない産業であるが、近年は公共事業の減少により経営基盤が弱くなってきているため、農業への進出や林業との連携など新分野への進出を促進する。

## 3 企業の誘致対策

過疎地域において企業立地を進めることは、地域経済の活性化と雇用確保を図る上で特に重要である。このため、企業誘致の受け皿となる産業団地の整備を進める市町を支援するとともに、高速交通ネットワークの整備進展や安価な電気料金、低い自然災害リスクなど本県の優れた立地

環境を活かした誘致活動を展開する。

また、若者に魅力ある職場づくりのため、IT 企業に限定していたサテライトオフィス誘致について、業種を限定せず、空き家改修や家賃、設備などへの支援を行い、誘致を進める。

#### 4 起業の促進

過疎地域には豊かな自然、おいしい食材、地域のつながりなど、ふるさとの良さが残っており、都市部にはない魅力がある。こうした地域資源を活用し、次のような施策を推進する。

- ア 商工業者と農林漁業者が連携して行う新商品開発、販路開拓などを促進し、過疎地域の特産物等の競争力向上を図る。
- イ 地域の特産品の商品化などスモールビジネスを支援し、地域住民やU・Iターン者の雇用の受け皿を確保していく。
- ウ 各市町が商工団体や金融機関と連携して、ワンストップ窓口を設置し、地域に密着した創業を総合的に支援する。
- エ 創業時に必要な経費に対し、制度融資や補助制度等により、資金面からも支援する。
- オ クラウドファンディング方式で全国からふるさと納税を集め、県内事業者の創業、新商品開発、販路拡大など新たな事業を支援する。

#### 5 商業の振興

過疎地域の商業は、消費者人口が少なく、商業機能が集積しにくいという立地条件にある。さらに、消費者の価値観の多様化や、交通網の整備、近隣市町における大型小売店の出店といった商業環境の変化により、地域の商店街のにぎわいが失われつつある。また、高齢化が急速に進行していることから、移動手段を持たない高齢者等に日々の暮らしに必要な商品やサービスを提供していくことなどが必要であり、現在、民間において移動販売やインターネットによる日用品の宅配サービスが行われている。

一方で、地域の商店の維持は重要な課題であることから、空き店舗の改修やコミュニティスペースの整備など将来を見据えた地域の商店街の振興に向けた取組みを実施する。

そのために、市町や商工団体と連携し、意欲ある人材の育成や制度融資等により、個店や商店街全体の魅力と集客力の強化を図る。

#### 6 情報通信産業の振興

過疎地域においても、ICT技術の進展に合わせて企業等のデジタル化が必要となっている。このため、デジタル化を促進する環境整備への支援や、IT人材の確保・育成に向けた体制の強化などにより、企業等の業務効率化や高付加価値化を促進する。

## 7 観光・レクリエーション

過疎地域は、越前海岸や若狭湾、九頭竜湖などの豊かな自然、コシヒカリや越前がに、越前そばなどのおいしい食材、多彩な文化財や伝統的な民家、歴史的なまちなみなどの資源を多く有しており、地域性豊かな観光地を形成していくための条件を備えている。しかし、持続的な観光産業のためには、県内に宿泊する観光客の確保や多様なニーズに対応できる観光メニューの開発などの課題がある。一方、関西圏、中京圏から至近距離にあるという立地条件において、中部縦貫自動車道県内全線開通や、北陸新幹線の敦賀開業を控え、誘客エリアが今後首都圏、信越、中国、四国エリアなど、さらに拡大することが予想される。こうした状況を踏まえ、次のような施策を推進する。

- ア 会議と観光のパッケージ提案や、他では体験できない伝統工芸や自然と触れ合う体験プログラムなどを提供し、MICE、教育旅行の誘致を推進する。
- イ 観光リゾートエリアの形成など本県の観光資源の魅力を高めるとともに、食の発信や観光列車の運行など、観光客の心をつかむ魅力づくりを推進する。また、戦国武将や伝統工芸、食等をテーマにしたストーリー性のある県内周遊ルート の提案、自然等を活かした本県ならではの体験メニューの充実などにより、周遊・滞在型観光を促進する。
- ウ 福井県版DMOを中心に地域の観光プレイヤーを発掘・育成し、すべての観光客が満足できる環境づくりを促進する。また、地域の食材を提供するオーベルジュの誘致や、自然や食を体験できる農家・漁家民宿の充実など、観光客のニーズに沿った多様な宿泊環境の整備を進める。

## IV 地域における情報化

### 《通信体系の整備の方針》

過疎地域においても、ICT技術の進展や新型コロナウイルス感染拡大を契機に加速した社会全体のデジタル化に合わせ、誰もが等しく高速通信網を利用できる環境を整備するとともに、行政事務・サービスのデジタル化を推進し、暮らしの質の向上を図る。

#### 1 通信施設等の整備

過疎地域において光ファイバー網の整備が進んでいない地域があることから、市町と連携し、各ケーブルテレビ会社の協力を得ながら未整備地域における光ファイバー網の敷設を進めていく。

また、条件不利地域の中でも観光地や安全対策上の重要箇所においては、携帯電話の不感を発生させないように努めるとともに、今後の情報通信基盤の中核となる5Gや、さらにその後継のBeyond 5Gについても、携帯電話通信事業者にサービスの提案等を行い、通信エリアの拡大を図っていく。さらに、集落の各戸へのラストワンマイルの接続については、ローカル 5G を活用した接続も検討していく。

#### 2 情報通信技術の活用

過疎地域における行政の対面サービスを補うため、電子申請システムの活用場面の拡大を図るとともに、多様な行政への問い合わせに対応するためAI等の導入を進めていく。

## V 交通施設の整備、交通手段の確保

### 《交通施設の整備および交通手段の確保の方針》

過疎地域は生活圏などの面で近隣都市との結び付きが強く、迅速な災害救援や高次医療施設へのアクセス強化といった点からも、過疎地域と近隣都市等とを結ぶ基幹道路の整備を進め、道路のネットワークを強化する。

バスや鉄道などの公共交通機関については、児童生徒や高齢者などのいわゆる交通弱者の移動手段としての維持・存続が必要である。このため、利用促進施策を積極的に推進するとともに、乗合タクシーやデマンド型交通、公共交通空白地での自家用有償旅客運送の実施など地域の実情に即した交通手段の確保を図る。

### 1 高規格道路、国道、県道および市町道の整備

過疎地域の活性化を図るため、隣府県も含めた広域的な連携や市町村合併を踏まえた道路網の整備を促進するとともに、災害や雪に強く、安全・安心で使いやすい交通環境の確保に努める。

また、昭和40年代から50年代に過疎対策として重点的に整備されてきた道路の多くは、維持・補修が必要となっているため、安全・安心な生活を送る上での社会基盤として、施設の点検・診断を実施しながら、適切な維持管理・更新を行い、長寿命化を図っていく。

#### (1) 高規格道路および国道

ア 産業、経済、観光などの発展に大きく寄与する中部縦貫自動車道の整備促進や舞鶴若狭自動車道の機能強化を図る。

イ 過疎地域の広域的ネットワークを形成する国道157号、158号、162号、303号、305号、364号、365号、416号、417号、476号については、産業経済活動や周遊・滞在型観光への影響、複数ルート確保状況などに即して、バイパスの建設、幅員の拡大、交通不能区間の解消、防災・減災対策等の整備を進める。

ウ 特に、国道157号(勝山～大野間)、国道365号(析ノ木峠道路)など、過疎地域間や隣接府県との交流・連携の活性化を図る国道整備を推進する。

#### (2) 県道

ア 過疎地域の県道については、広域的なネットワークとして重要な社会基盤であるとともに、複数ルートを確認し、災害時における集落の孤立化を防ぐなどの役割もあるため、地域の実態を見ながら、順次整備を進める。

イ 特に、福井四ヶ浦線、坂本高浜線、岡田深谷線など、合併前の旧市町村間を結ぶ県道の整備を推進する。

### (3) 市町道

過疎地域の市町道については、住民の日常生活に不可欠なものであるため、幹線市町道を中心として近隣市町との連携を図りながら、整備を促進する。

## 2 農道、林道の整備

### (1) 農道

過疎地域の農道については、農業生産の効率化、低コスト化に伴い大型化する農業機械に対応するため、引き続き、舗装や拡幅により農道の機能維持を図っていく。

### (2) 林道

過疎地域の林道については、森林の適正な維持管理や森林空間の総合的な利用推進を図るため、引き続き整備を進める。

林道の整備に当たっては、林業専用道と森林作業道とを適切に組み合わせや高性能林業機械の導入に対応した路網整備など、森林整備の合理化を図りながら、低コスト林業を推進していく。

## 3 地域公共交通の確保

過疎地域におけるバスや鉄道などの公共交通機関は、高齢者や児童、生徒などの交通弱者を始め、地域住民や観光客の移動手段としても必要不可欠なものである。しかし、運行経費の問題や利用者の減少などから、その維持・存続が課題となっている。こうした状況を踏まえ、次のような施策を推進する。

ア 地域住民の生活に必要な移動手段である路線バスやコミュニティバス等の運行経費について支援を行う。

イ 地域公共交通の基盤整備に向けて、キャッシュレス化やMaaSの導入など、新しい技術や手法の導入について支援を行う。

ウ 関係事業者や行政機関の協議を通じて、乗合タクシーやデマンド型交通の導入など、地域の実情や住民ニーズに対応した弾力的で効率的な交通手段の導入を図る。

エ 交通空白・不便地域となっている高齢化集落などにおいては、地域による助け合いを前提に、集落の住民が主体となった自家用有償旅客運送の導入を検討する。

オ フリー乗降やノンステップバスの導入を進め、バスの利便性の向上を図る。

カ 冬期の適切な除雪の実施や効率的な機械除雪に対応した道路の拡幅、消雪施設や雪崩防止施設等の整備を進め、路線バスなどの定時性、安全性を確保するほか、除雪オペレータの技術力向上を目的に除雪機械の運転者技術講習会を実施する。



## VI 生活環境の整備

### 《生活環境の整備の方針》

過疎地域の安全で快適な生活環境を確保するため、これまで上下水道などを中心に整備が進められてきた。引き続き、水道事業については、適正な事業規模を勘案した施設計画・財政計画・人材計画に基づく事業運営による経営基盤の対策を推進するとともに、下水処理施設等については、処理場の統廃合や施設の長寿命化の視点に立った計画的な更新や処理場の統廃合を進める。

また、過疎地域の山間部等では土砂災害の危険性や廃棄物の不法投棄などの課題も残っているため、土砂災害対策、近年の局地的大雨に対応した河川整備、不法投棄の未然防止等を含めた総合的な対策などを進める。

### 1 簡易水道、下水処理施設等の整備

過疎地域では、人口減少の進展により水需要が減少傾向にあるため、供給基盤の安定化に向け、簡易水道の整備・統合を推進する。

また、下水道やし尿処理施設、集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽等については、これまでの対策により整備を進めてきたが、引き続き地域の実情に応じて、下水処理施設等の計画的な整備、更新を進めるとともに、施設の長寿命化の視点に立った計画的な維持管理を進める。

### 2 消防防災体制の強化

過疎地域における効果的な消防活動のため、引き続き、消防ポンプ自動車や消火栓、防火水槽等の整備を進めるとともに、防災行政無線の整備を進め、通信体制の総合的な強化を図る。

また、小規模消防本部の広域化等、消防体制の適正配備を推進するとともに、消防団については、教育訓練の充実、青年・女性の参加による消防団活動の活性化、事業所従業員による消防団活動への協力を促進することにより、団員数の減少、高齢化等に対応していく。防犯隊や自主防災組織についても活動支援、避難行動要支援者の個別避難計画についての作成支援を行うことで、災害時の避難体制や避難者の受け入れ体制の整備を図る。

### 3 災害対策

過疎地域の山間部では土砂災害等による集落の孤立化が懸念されており、引き続き土砂や河川関係施設の整備を行うとともに、迅速かつ円滑な警戒避難を行うため、関係機関と住民による巡視・点検体制構築や情報伝達方法、避難場所、避難経路の周知などソフト面の対策充実を図る。

## Ⅶ 子育て環境の確保、高齢者等の保健および福祉の向上および増進

### 《子育て環境の確保、高齢者等の保健および福祉の向上および増進の方針》

過疎地域においては、若い世代の流出による少子化、核家族化や単身世帯化による高齢化が進んでおり、今後、少子化の進展による地域の衰退や、高齢化の進展による医療・介護の必要性がより一層高まることが予測される。

このため、将来を担う子育て世代を支える体制の強化により、結婚・出産・子育ての希望が叶う地域社会をつくる。

また、高齢者が地域や自宅でいつまでも健康に過ごすための、生きがいづくりや健康づくり、介護予防を進め、元気な高齢者を増やし、要介護化の防止と高齢者を地域で支える住民参加の福祉活動を推進する。

#### 1 結婚・子育ての希望が叶う環境の確保

結婚を希望する独身者への出会いの機会の提供や、若い世代のニーズにあった結婚支援、安心して出産・子育てできる環境を整備するため、次のような施策を推進する。

ア 「ふくい婚活サポートセンター」において、AIを活用したマッチングシステムの運用や広域イベントの開催により、オールふくい体制による結婚支援を進める。

イ 多子世帯への保育料無償化の拡充や低年齢児の在宅育児への応援など、様々な子育て世帯へのきめ細やかな支援を市町とともにを行い、日本一の子育て環境をレベルアップする。

ウ 必要な人が必要な時に保育所等を利用できるよう、保育人材の確保や多様な保育サービス機能をもった認定こども園の施設整備の支援などによる受け皿整備を進める。

エ 子育てを応援する店舗等による優待・割引サービスの拡充や子育て支援情報専用サイトの充実により社会全体で子育てを応援する機運を醸成する。

#### 2 高齢者の保健、福祉の向上および増進を図るための対策

過疎地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、次のような施策を推進する。

ア 過疎地域市町における健康診査や健康教育等により、疾病の早期発見や生活習慣病等の予防知識の普及、保健指導の充実を図り、高齢者のがん、生活習慣病の早期発見、予防に努める。

イ 「認知症になっても安心して自分らしく暮らせる社会」を目指し、高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていくための体制づくりとして、在宅でも質・量ともに十分な介護を受けられるよう、小規模多機能型居宅介護など地域に密着した在宅サービス事業所の整備を促進するとともに、在宅サービスとの

バランスを考慮しながら、介護施設を計画的に整備していく。

ウ 在宅高齢者に対する生活支援サービスの充実を図るため、住民ボランティア等が実施する買い物やゴミ出し、外出支援などの体制整備を促進する。

エ 高齢者が自宅で自立した生活を継続できるよう、医療、介護が連携して在宅でケアできる体制を整備するとともに、過疎地域の特徴である地域のつながりを活かして、行政や自治会、民生委員、地区社協、民間事業者などが連携し、高齢者を地域で見守る体制、ネットワークの整備を進める。

### 3 障がい者福祉の向上

過疎地域の障がい者が自立し、安心して暮らしていけるよう、障がい者の適性に応じて働くことができる就労支援体制の整備や日常生活を送るための在宅福祉の充実、公共施設等のバリアフリー化など障がい者に配慮したまちづくりを推進する。

## VIII 医療の確保

### 《医療の確保の方針》

過疎地域における医療を確保するには、診療所の充実に合わせ、近隣市町の医療機関との連携推進が重要であるとともに、地域の実情に考慮した救急医療の確保が必要である。

また、医師確保は重要な課題であり、引き続き医師確保、医師派遣の取り組みが必要である。

#### 1 医療の確保対策

過疎地域における医療を確保していくため、次のような施策を推進する。

- ア 医療水準を維持していくため、へき地診療所の医療設備・機器の整備や更新、勤務環境の整備を適切に行っていく。
- イ 診療体制の充実に向け、診療所と近隣市町の医療機関との連携やふくいメディカルネットなどICTを活用した医療提供体制の整備を推進する。
- ウ 休日および夜間も含めた急患対応については、第二次、第三次救急医療機関との連携強化を進め、疾患に応じた傷病者の受入体制を確立するとともに、県が単独運航するドクターヘリの活用を推進するなど、救急医療体制の充実に図る。
- エ 全国的に課題となっている医師不足の問題については、地元大学等の協力のもと、地域の病院・診療所の医師や研修医のスキルアップに向けた研修体制の充実や医師・研修医の派遣など、総合的な医師確保対策を推進する。

#### 2 無医地区対策

無医地区における診療機会を提供するため、巡回診療を推進するとともに、患者輸送車の整備等による搬送体制の確立やデマンド型交通などの地域の実態に応じた通院手段の確保を図る。

#### 3 特定診療科に係る医療確保対策

過疎地域における効率的な医療の確保を図るため、へき地巡回診療に眼科、耳鼻咽喉科および歯科診療等の特定診療科を含めるなど、市町の意向を踏まえつつ、関係機関と連携しながら検討する。

## Ⅸ 教育の振興

### 《教育の振興の方針》

過疎地域においては、これまで学校の統廃合により、小中学校の適正配置、適正規模化が進められてきたが、県内のどの学校に通う児童生徒にも、一定水準以上の学習の機会や学力の習得を保障することが重要である。

このため、引き続き市町が行う学校再編を支援するとともに、タブレットなどを活用した個人の能力・特性に応じた学習の推進のほか、学校間・学校種間の連携による教育活動の相互支援や複式学級での指導法の研究・普及などを進め、統廃合が困難な規模の小さな学校・学級の経営や教育体制の充実を図る。また、本県の特徴でもある地域のつながりを活かし、家庭・地域・学校が一体となった教育活動を推進し、地域に開かれた学校づくりを進める。

### 1 公立小中学校等の教育環境の整備

地域間の教育条件や教育環境に大きな格差を生じさせないように、次のような施策を推進する。

- ア 県立学校に配備したタブレットを活用し、一人ひとりの能力・特性に応じた学習や協働学習の推進や探求的な学習機会の提供とICT支援員の配置による教職員のサポートなど学習体制の充実を図る。
- イ 過疎地域の実情を十分考慮しながら、小規模校の統廃合等学校規模の適正化を図る。
- ウ スクールバスの導入など、遠距離通学生のための交通手段の確保を図る。
- エ 多人数での合同授業やICTによる遠隔授業設備の整備など、再編が困難な小規模校を支援する。
- オ 学校の施設・設備の更新、廃校舎や空き教室の改修などを行い、地域の中核的施設としての活用を進めていく。

### 2 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

地域住民の連帯感を高める施設として、また、地域間の相互利用や交流事業を展開する広域的施設として、過疎地域における公民館等の社会教育施設については空き施設等の活用や多機能複合施設化によるコンパクトなまちづくりを推奨する。

また、これまで整備されてきた学校・社会教育施設を活用し、地域文化の伝承や世代間・地域間の交流のほか、多様な地域資源や外部人材などを活用し、自然体験や農林漁業体験など体験学習を推進する。

## X 集落の整備

### 《集落整備の方針》

過疎地域の集落については、人口減少、高齢化に歯止めがかからず、耕作放棄地の増加や森林の荒廃、空き家の増加、地域コミュニティの弱体化など、厳しい状況に直面しているところも少なくない。これからは、地域の実情や住民ニーズを把握しながら、福井に残る地域のつながりを活かした施策により、将来にわたって暮らし続けていける地域コミュニティの形成が必要である。

### 1 集落の生活圏形成

人口減少や高齢化による集落機能の低下にあっても、少ない人員で持続可能な地域運営を実現するため、地域おこし協力隊や集落支援員による地域のサポートや、民間サービス等の活用や有償ボランティア等の新たな共助の仕組みづくり、生活に必要なサービスを備えた集落生活圏の形成を図る。

また、地域の指導者などを養成し、集会施設や社会教育施設等において、地域の魅力づくりや課題解決に向けて住民同士で考えるなど、ニーズに応じた学びや交流の場を提供していく。

ア 都市部の若者等が農作業や集落行事等を手伝う地域おこし協力隊や住民の集落活性化に向けた活動などをサポートする集落支援員など、集落への人的支援を推進する。

イ 鳥獣害対策や集落共用施設の改修等への支援、買い物や生活交通の利便性の向上などにより、住民の安心な生活を確保、不安の解消を図る。

ウ 地域住民自ら地域課題の解決に向けた取組みを持続的に行う地域運営組織の形成の促進とその取組みの支援

エ 集会施設や空き施設等を活用し、住民の寄り合い場所や地元農産物販売所、食料品や日用品を扱う商店等、地域住民が自ら生活サービスを提供する拠点を、地域の「つながり力」を活かして整備する。

オ U・Iターン者に、空き家を活用した移住・定住施策を推進する。

## XI 地域文化の振興

### 《地域文化の振興の方針》

国の重要文化的景観に選定された越前海岸の水仙畑や、池田町水海の田楽能舞など、本県の過疎地域には歴史的・文化的に価値の高い伝統芸能や文化財が多数残され、地域文化の向上や発展の基礎となっているが、少子・高齢化による後継者の確保、生活様式の変化などによる意識醸成が課題となっており、次世代に引き継いでいくための取組みを進める。

また、大野市・池田町・南越前町には、本願清水イトヨ生息地、須波阿須疑神社本殿、杣山城跡などといった優れた文化財が数多く存在するが、一方、地域全体で維持する体制が低下していることから、これら文化財を地域総がかりで適切に保護し、かつ次世代への継承の原動力となるための活用を進める。

### 1 地域文化の伝承・保存

地域文化の伝承、保存に向けて次のような施策を推進する。

- ア 伝統的民家の改修等への支援、伝統的行事や祭りの復活への支援などにより、地域の財産を後世に引き継いでいく。
- イ 個性豊かな芸術・文化活動が活発に行われるよう、過疎地域の優れた活動に対して支援を行うとともに、住民の鑑賞機会の拡大を図る。
- ウ 建造物等の大規模な緊急修理事業や史跡等の整備事業の増加を踏まえ、文化財の修理・整備が適切に進められるよう、所有者のさらなる費用負担軽減を図る。

## XII 再生可能エネルギーの利用推進

### 《再生可能エネルギーの利活用の方針》

過疎地域の地域資源を活かしたエネルギーの循環型社会の構築により環境負荷の低減等を図っていく取組みを推進する。

#### 1 自然的特性を活かしたエネルギーの利活用

温室効果ガスの削減や災害時のエネルギー確保を図るため、小水力発電や風力発電、木質バイオマスエネルギーなど、過疎地域の地域資源を活かした再生可能エネルギーについて、県民・事業者の理解を得ながら導入拡大を進める。

## XIII その他

### 《自然環境の保全および再生の方針》

過疎地域における自然公園等の利活用ならびに自然環境保全と維持管理のために整備された施設については、損壊、老朽化が進んでおり、改修や整備の必要性は高い状況にある。また、当該地の手入れや管理不足による自然環境の荒廃の進行も懸念される中、同地域における自然公園等の環境整備を計画的に進めることにより、今後とも自然や景観を保全し、適切な利活用を進め、地域に寄与することが重要である。

#### 1 自然環境の保全および再生

白山国立公園、越前加賀海岸国定公園、奥越高原県立自然公園、若狭湾国定公園および長距離自然歩道について、関係市町、地元などと連携し、適切な保全利用を行う。具体的には、貴重な動植物の保全に資する歩道、木道や駐車場、公衆トイレ、案内板など利用者が自然の中でより快適に活動できる施設の改修や整備を進める。これにより、過疎地域における自然環境の保全および再生を進めるとともに、自然体験活動を推進する。